

平成21年9月7日

会員各位

日本パーマントウェーブ液工業組合

理事長 田尾 有一

洗い流すヘアセット料の安全性の確認に関する留意事項について

拝啓

時下、益々ご清祥の段、心よりお慶び申し上げます。平素は、当組合の運営に関し、ご理解・ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、平成21年9月7日付で「洗い流すヘアセット料に関する自主基準」(以下、ヘアセット料自主基準)をご連絡しましたが、パーマント・ウェーブ用剤(以下、パーマ剤)と使用方法等が類似する洗い流す用法のヘアセット料(以下、洗い流すヘアセット料)による事故等の発生は、ヘアセット料自主基準の適用範囲であるか否かを問わずパーマ剤による事故として取り扱われ易く、このような事故が頻発しますとパーマ市場全体への悪影響が懸念されます。

そのため、洗い流すヘアセット料の安全性の確認に関し、各企業で留意すべき事項を(別紙)の通り「チオール基を有する成分を配合した洗い流すヘアセット料の安全性の確認に関する留意事項」に取りまとめましたので、ヘアセット料自主基準の適用範囲であるか否かを問わず、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、洗い流すヘアセット料を製造販売する際の安全性の確認は企業責任であり、本留意事項の順守が企業の安全性の確認を保障するものではないことを、念のため申し添えます。

敬具

添付資料

(別紙):「チオール基を有する成分を配合した洗い流すヘアセット料の安全性の確認に関する留意事項」

以上